

令和 6 年度

井 原 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

井 原 市 監 査 委 員

井 監 第 9 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

井原市長 大 舌 勲 様

井原市監査委員 長 野 隆

井原市監査委員 西 村 慎次郎

令和 6 年度井原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度井原市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1．審査の対象	1
第2．審査の期間	2
第3．審査の方法	2
第4．審査の結果	2
1．健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	8
2．資金不足比率	10
3．審査意見	12

(注)

- 1．表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2．文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため計数が一致しない場合がある。
- 3．比率は「%」で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。
- 4．表中の符号の表示は、次のとおりである。
「－」・・・算出不能のもの
「0」又は「0.0」・・・零となるもの及び該当数値はあるが単位未満のもの

令和6年度 井原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1. 審査の対象

次表各会計の令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	美星地区畑地かんがい給水事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計	資金不足比率		
			介護保険事業特別会計			
			後期高齢者医療事業特別会計			
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計			
			病院事業会計			
			工業用水道事業会計			
			下水道事業会計			
	法非適用企業		産業団地開発事業特別会計			
一部事務組合・広域連合		岡山県井原地区清掃施設組合				
		井原地区消防組合				
		岡山県西部衛生施設組合				
		岡山県広域水道企業団				
		岡山県市町村総合事務組合				
		岡山県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等		土地開発公社				

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

※令和5年度より簡易水道事業は水道事業へ会計統合している。

第2．審査の期間

令和7年7月24日から令和7年8月22日まで

第3．審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員からの説明を聴取し審査した。

第4．審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の概要並びに審査意見は、次のとおりである。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

各比率とも早期健全化基準を下回っている。

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	12.94	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.94	30.00
実質公債費比率	10.3	9.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模により算出
その他の基準は定率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等（一般会計、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計）の実質収支額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

会 計 名 等	令和 6 年度	令和 5 年度	比 較
一般会計等実質収支額 A	461,257	657,430	-196,173
一 般 会 計	461,257	657,430	-196,173
美星地区畑地かんがい給水事業特別会計	0	0	0
標準財政規模 B	13,062,084	12,743,155	318,929
算 式 $(A/B) \times 100$	-3.53	-5.15	1.62
実質赤字比率	—	—	—

※算式の数値は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

令和 6 年度の一般会計等実質収支額は 4 億 6,126 万円の黒字となっているため、実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ -3.53%（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて 1.62 ポイント上昇している。これは主として、一般会計の実質収支額が減少したことによる。

B 標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すものである。

令和 6 年度は 130 億 6,208 万円となっており、前年度に比べて 3 億 1,893 万円 (2.5%) 増加している。

標準財政規模の内訳は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,835,350	5,807,216	28,134	0.5
普通交付税額	7,190,848	6,861,396	329,452	4.8
臨時財政対策債発行可能額	35,886	74,543	-38,657	-51.9
合 計	13,062,084	12,743,155	318,929	2.5

標準税収入額等が前年度に比べて 2,813 万円 (0.5%)、普通交付税額が 3 億 2,945 万円 (4.8%) 増加し、臨時財政対策債発行可能額が 3,866 万円 (-51.9%) 減少している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

該当会計の実質収支額及び資金剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名			連結実質収支額（実質収支額及び資金剰余額）			
			令和 6 年度	令和 5 年度	比 較	
一般会計等			461, 257	657, 430	-196, 173	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	55, 455	58, 687	-3, 232	
		介護保険事業	226, 532	311, 307	-84, 775	
		後期高齢者医療事業	0	0	0	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業※	水道事業	1, 132, 222	1, 060, 296	71, 926
			病院事業	1, 036, 744	1, 254, 046	-217, 302
			工業用水道事業	111, 930	113, 655	-1, 725
			下水道事業	16, 451	21, 865	-5, 414
		法非適用企業※	産業団地開発事業	0	0	0
	合 計		A	3, 040, 591	3, 477, 286	-436, 695
標準財政規模		B	13, 062, 084	12, 743, 155	318, 929	
算 式		(A／B) × 100	-23. 27	-27. 28	4. 01	
連結実質赤字比率			－	－	－	

※法適用企業と法非適用企業

法適用企業は、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。法非適用企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

※算式の数値は、連結実質収支額が黒字である場合は負の値で表示される。

令和6年度の連結実質収支額は30億4,059万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-23.27%（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて4.01ポイント上昇している。これは主として、一般会計の実質収支額及び病院事業会計の資金剰余額が減少したことによる。

（3）実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で3カ年の平均値である。

実質公債費比率に関する状況は次表のとおりである。

（単位：千円）

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
A	地方債の元利償還金 （繰上償還等を除く）	2,197,152	2,006,159	1,917,843	1,935,460
B	準元利償還金	1,550,217	1,605,303	1,571,348	1,489,658
C	特定財源	170,852	150,598	150,609	148,779
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,452,243	2,342,093	2,314,371	2,397,709
E	標準財政規模	13,062,084	12,743,155	12,742,361	13,140,736

上表のA～Eを、次の算式にあてはめると、各年度の比率は下表のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

（単位：％）

年 度 \ 区 分	実質公債費比率		
	単年度	3カ年平均	
令和3年度	8.18	10.3	9.5
令和4年度	9.82		
令和5年度	10.76		
令和6年度	10.60		

※実質公債費比率（3カ年平均）は小数点1位未満切捨て

実質公債費比率は10.3%で前年度と比べて0.8ポイント上昇（悪化）したが、早期健全化基準（25%）を下回っている。

また、単年度実質公債費比率は前年度に比べ0.16ポイント改善している。

A 地方債の元利償還金について

元利償還金は一般会計等の一時借入金利息を除く公債費である。

令和6年度の元利償還金は、前年度に比べて1億9,099万円(9.5%)増加している。

B 準元利償還金について

準元利償還金は、主として一般会計から公営企業等への繰出金のうち公営企業債償還の財源に充てたと認められるもの、一部事務組合の負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどである。

準元利償還金の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
公 営 企 業 等	水道事業	228,951	235,205	-6,254	-2.7
	病院事業	262,935	274,597	-11,662	-4.2
	工業用水道事業	0	0	0	—
	下水道事業	993,824	1,015,479	-21,655	-2.1
	産業団地開発事業	0	0	0	—
	国民健康保険事業(保険)	0	0	0	—
	国民健康保険事業(直営診療)	14,431	15,438	-1,007	-6.5
	後期高齢者医療事業	0	0	0	—
	介護保険事業(保険)	0	0	0	—
	介護保険事業(サービス)	0	0	0	—
一 部 事 務 組 合	岡山県西部衛生施設組合	1,426	-16	1,442	-9012.5
	井原地区清掃施設組合	0	0	0	—
	井原地区消防組合	24,916	24,916	0	0.0
	井笠地区農業共済事務組合	0	0	0	—
	岡山県市町村総合事務組合	0	0	0	—
	岡山県後期高齢者医療広域連合	0	0	0	—
	岡山県広域水道企業団	22,320	22,320	0	0.0
公債費に準ずる債務負担行為額		1,414	17,364	-15,950	-91.9
合 計		1,550,217	1,605,303	-55,086	-3.4

準元利償還金は前年度に比べて5,509万円(-3.4%)減少している。

C 特定財源について

特定財源は公債費に充当されている。

特定財源の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	0	0	0	—
公営住宅建設事業の財源として発行された地方債償還額に充当した公営住宅使用料	2,460	4,222	-1,762	-41.7
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	140,177	145,950	-5,773	-4.0
その他	28,215	426	27,789	6523.2
合 計	170,852	150,598	20,254	13.4

特定財源は前年度に比べて 2,025 万円（13.4%）増加している。これは、その他の財源に含まれる令和 5 年度臨時財政対策債償還基金費が令和 6 年度から算入されたことによる。

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	302,060	263,527	38,533	14.6
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,997,383	1,929,375	68,008	3.5
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	152,800	149,191	3,609	2.4
合 計	2,452,243	2,342,093	110,150	4.7

基準財政需要額算入額は前年度に比べて 1 億 1,015 万円（4.7%）増加している。これは災害復旧費等に係る基準財政需要額のうち過疎対策事業債等に係る元利償還金が増加したことによる。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率に関する状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	増減率
A	将来負担額	37,771,400	37,635,446	135,954	0.4
B	充当可能財源	38,768,576	39,702,253	-933,677	-2.4
A - B		-997,176	-2,066,807	1,069,631	51.8
C	標準財政規模	13,062,084	12,743,155	318,929	2.5
D	算入公債費等の額	2,452,243	2,342,093	110,150	4.7
C - D		10,609,841	10,401,062	208,779	2.0
算 式 (A-B)/(C-D) × 100		-9.3	-19.8	10.5	—
将来負担比率		—	—	—	—

将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回ったため、数値としては算定されない。参考として比率を求めたところ -9.3%で、前年度に比べて 10.5 ポイント上昇（悪化）している。

A 将来負担額について

将来負担額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
地方債の現在高	21,965,329	21,856,969	108,360	0.5
債務負担行為に基づく支出予定額	47,848	51,053	-3,205	-6.3
公営企業債等繰入見込額	12,598,828	12,750,676	-151,848	-1.2
組合負担等見込額	306,056	348,741	-42,685	-12.2
退職手当負担見込額	2,852,795	2,626,930	225,865	8.6
設立法人の負債額等負担見込額	544	1,077	-533	-49.5
合 計	37,771,400	37,635,446	135,954	0.4

将来負担額は、前年度に比べて 1 億 3,595 万円 (0.4%) 増加している。これは、公営企業債等繰入見込額は減少しているものの、地方債の現在高及び退職手当負担見込額が増加したことによる。

B 充当可能財源（基金・特定歳入など）について

充当可能財源（基金・特定歳入など）の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
充当可能基金	14,940,518	15,252,983	-312,465	-2.0
充当可能特定歳入	1,294,569	1,329,513	-34,944	-2.6
基準財政需要額算入見込額	22,533,489	23,119,757	-586,268	-2.5
合 計	38,768,576	39,702,253	-933,677	-2.4

充当可能財源の合計は、前年度に比べて 9 億 3,368 万円（-2.4％）減少している。
これは主として、基準財政需要額に算入される公債費、公共施設整備基金等の充当可能基金が減少したことによる。

2. 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率の状況は次のとおりである。

各会計とも資金不足は生じていない。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 6 年度	令和 5 年度	
水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	20.0
産業団地開発事業特別会計	—	—	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額（A）の事業の規模（B）に対する比率である。

A 資金の不足額の算定方法

法適用企業の場合

(流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産) － 解消可能資金不足額

法非適用企業の場合

(繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) － 解消可能資金不足額

B 事業の規模の算定方法

法適用企業の場合

営業収益の額 － 受託工事収益の額

法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足は生じていないため、次ページで資金剰余額を前年度と比較する。

資金剰余額の事業規模に対する各事業別の比率は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	資金剰余額		事業の規模		資金剰余額の事業規模に対する割合	
	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度
法適用企業						
水道事業	1,132,222	1,060,296	605,856	599,139	186.9	177.0
病院事業	1,036,744	1,254,046	2,180,271	2,188,513	47.6	57.3
工業用水道事業	111,930	113,655	28,674	28,304	390.4	401.6
下水道事業	16,451	21,865	284,035	296,018	5.8	7.4
法非適用企業						
産業団地開発事業	0	0	0	0	—	—
合 計	2,297,347	2,449,862	3,098,836	3,111,974	74.1	78.7

3. 審査意見

健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字となっているため数値としては算定されない。

実質公債費比率は 10.3% で前年度と比べて 0.8 ポイント増加したが、早期健全化基準（25%）を下回っている。

将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、数値としては算定されない。

資金不足比率については、各公営企業会計とも資金不足は生じていない。

以上のように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回っている。

大規模事業等により、今後、償還金が増加し、将来負担比率が上昇することが懸念される。健全化判断比率等の改善にもつながる負債の縮減や基金の確保など、さらなる健全な財政運営及び企業経営に取り組まれるよう期待する。